鳥取県　岩美町
　八頭　智頭町　八頭町
　東伯　三朝町
　西伯　南部町　浜田市　益田市
島根県　飯石　飯南町
　邑智　美郷町　玉野市　笠岡市　高梁市　真庭市
岡山県　三原市　三次市
広島県　吉野川市
徳島県　勝浦　勝浦町
　名西　神山町
香川県　観音寺市
愛媛県　松山市　西条市　伊予市　四国中央市　東温市
　上浮穴　久万高原町
　北宇和　鬼北町　安芸市　土佐清水市　四万十市
高知県　安芸　芸西村
　長岡　大豊町
　高岡　梼原町
福岡県　朝倉　東峰村　天草市
熊本県　阿蘇　南小国町　中津市　日田市　佐伯市　臼杵市　津久見市　豊後高田市
大分県　都城市
宮崎県　奄美市
鹿児島県

備考　この告示に掲げる地域は、平成二十九年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第五百三十三号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第五条の三第二項の規定に基づき、平成二十九年に発生した林道についての災害に係る同条第一項の市町村を次のように告示する。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

都道府県名	郡名	市町村名
岩手県		久慈市
		釜石市
	上閉伊	大槌町
	伊具	丸森町
宮城県		大仙市
秋田県		北秋田市
福島県		南相馬市
		大沼
		金山町
		会津美里町
新潟県	東蒲原	阿賀町
富山県		高岡市
石川県		南砺市
	鹿島	中能登町
福井県	三方上中	若狭町
長野県	南佐久	北相木村
	北安曇	小谷村
	揖斐	揖斐川町
岐阜県		浜松市
静岡県		熊野市
三重県		伊賀市
	三重	菰野町
	多気	大台町
	南牟婁	紀宝町
滋賀県		高島市
奈良県	吉野	吉野町　天川村
和歌山県	伊都	高野町
	日高	みなべ町　日高川町
	東牟婁	那智勝浦町　古座川町
鳥取県		鳥取市
島根県		松江市
	隠岐	隠岐の島町
広島県		広島市　庄原市　廿日市市
山口県	山県	安芸太田町　北広島町
徳島県		周南市
		美馬市　三好市
	勝浦	上勝町
	那賀	那賀町
	美馬	つるぎ町
愛媛県		今治市　西予市
	喜多	内子町
高知県		香美市
	安芸	北川村　馬路村
	吾川	仁淀川町
	高岡	津野町
福岡県		朝倉市
	田川	添田町
熊本県		八代市
	下益城	美里町
	上益城	甲佐町　山都町
	球磨	多良木町
大分県		大分市　豊後大野市
宮崎県		宮崎市　延岡市　日南市　日向市
	東臼杵	諸塚村　美郷町
	西臼杵	日之影町　五ヶ瀬町
鹿児島県		鹿屋市　垂水市　薩摩川内市
	熊毛	屋久島町
	大島	瀬戸内町
	国頭	東村
沖縄県		

備考　この告示に掲げる市町村は、平成二十九年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。